

POINT 私生活において酒気帯び交通事象を起こした者に対して懲戒免職処分を行うことができるか

【あらまし】

- ① XはY市の消防職員として勤務していたところ、H23年8月某日の非番の際、出身高校の同窓会と二次会に出席した後、自宅に向けて原動機付自転車を運転して転倒する自損事故を起こして負傷し、救急搬送された。Xは鎖骨と肋骨の骨折によりその後2カ月の自宅療養を要した。搬送された病院で治療後に警察官から飲酒検査を受け呼気からアルコールが検出されたとして道路交通法違反で後日、罰金20万円の略式命令を受け、併せて免許取消2年の処分を受けた。Xの酒気帯び運転の事実は新聞各紙で報道された。なおXは消防司令補であり、過去に懲戒歴はなく、むしろ複数回の署長表彰を受けるなどしていた。
- ② Y市は前記本件酒気帯び運転に先立ち、H18年9月に同市職員の懲戒処分に関する基準を改正し、職員が酒酔い運転した場合の標準例を「免職」酒気帯び運転の標準例を「免職 ただし特段の事情がある場合は停職」としていた。
- ③ XはH23年8月16日に所属する消防署の副署長から事情聴取を受け、同月18日頃に顛末書を提出した。そしてXについて懲戒審査請求がなされ同年9月20日に口頭審査が開催され、同月20日付でXは懲戒免職処分を受け、退職手当1695万6800円の全額支給制限処分を受けた。
- ④ XはY市を相手取り、本件処分の取消しを求めて提訴した。

【結果】

Xの請求を認容した。

【要点】

地方公務員につき地方公務員法所定の懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか行う時、

このレポートは、実際の事例をもとに、何が紛争のポイントなのか？また紛争を事前に防ぐための事業主としてすべきことなどを簡潔にまとめました。是非参考になさってください。

いかなる処分を選ぶかは、平素から組織内の事情に通曉し、職員の指揮監督の衝に当たる懲戒権者の裁量に任されているものというべきでありませぬ。地方公務員法第29条は、懲戒処分として戒告、減給、停職または免職の処分をすることができる旨規定しているところ、そのうち免職の処分は、被懲戒者の公務員たる地位を失わせるという重大な結果を招くものであるから、懲戒処分として免職を選択するに当たっては、他の懲戒処分に比し特に慎重な配慮を要します。このような観点を踏まえ自損事故を惹起したに止まる本件酒気帯び運転に対し懲戒免職処分で臨むことは、現在の社会情勢を鑑みてもなお社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱したものと評価するのが相当というべきであり、したがって本件処分は違法なものというべきである。

【解説】

労働契約は企業が事業活動を円滑に遂行するために必要な限度で規律を定め、秩序を定立維持する権能を使用者に与えたに過ぎず、労働者の私生活に対する使用者の一般的な支配の権能を認められたものではないのです。

【アドバイス】

年々、酒気帯び運転に対する社会の目も厳しくなり、会社の就業規則上で、プライベートな時間起こした事故等であっても、懲戒処分とする旨の規定を追加する会社も増えています。特に、運転そのものが業務である配達員や運転手を抱える会社では、他社に比較して、厳しい規定を置くのもやむを得ない一面もあります。今回問題となったのは、事案に対して下した処分が重すぎ、妥当ではないという点です。特に懲戒免職など、(一般企業の懲戒解雇)の処分を下す場合は、過去の判例や過去の懲戒事例などを十分確認し、慎重に決定することが大切です。

神田社会保険労務士事務所

〒274-0816 千葉県船橋市芝山1-31-7 A-105

電話 047-496-0600 FAX047-496-0601

mail: info@kandasr.com

<http://kandasr.com>